

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)における定期事業者検査報告(開始時)についての面談

2. 日時：令和5年11月16日(木)13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、館内上席原子力専門検査官、

宮本主任原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、宮田原子力専門検査官

日本原燃(株)

再処理事業部 品質保証部

事業者検査課長 他2名

保全技術課長 他2名

保全企画グループ グループリーダー 他1名

東京支社 技術部 運転管理グループ 課長

5. 要旨

○日本原燃(株)(以下「事業者」という。)再処理事業所から廃棄物管理施設の定期事業者検査(以下「定事検」という。)報告(開始時)について、資料に基づき説明があった。

●令和5年度の廃棄物管理施設に係る定事検の期日は、令和5年12月21日から令和6年3月31日までの予定で実施する。

●ガラス固化体の取扱がないため、輸送容器運送台車、ガラス固化体検査室天井クレーン、受入建屋天井クレーン及び貯蔵建屋床面走行クレーンの機能検査については、実施しない。

●令和4年7月の面談においてコメントを受けた「保全有効性の評価について再処理施設と廃棄物管理施設が一つにまとめた資料となっていることから、施設単位で確認できるよう整理すること」について、再処理事業部として施設管理の有効性評価結果記録の中で再処理施設と廃棄物管理施設について、別々の項目における評価結果として取りまとめた。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

●保全の有効性評価について、再処理施設と廃棄物管理施設を一つにまとめた資料となっているが、再処理施設と廃棄物管理施設を分けて取りまとめたほうが施設としての状況が分かりやすい。また、施設管理の有効性評価についても施設ごとに記録

として作成し管理するほうが整理しやすいことから見直しを検討すること。

- 廃棄物管理施設の点検計画について、「点検及び試験の項目」欄で代替確認と記載されているものがあるが、代替確認では何を行うのかが不明であり、記載の方法を検討すること。また、「保全方式または点検頻度」欄で事後保全としているが他法令による検査を実施しているものがあるため、保全としての方法を検討すること。
- 保全の有効性評価記録（個別機器）評価まとめにおいて改善要否が要となった保全内容を明記するとともに、必要なものについては保全計画に反映すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：廃棄物管理施設定期事業者検査の報告（開始時）について

以 上